

残骨灰等の売却に関する告示について

下記の通り一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び琴浦町財務規則（平成16年9月1日規則第47号。以下「財務規則」という。）第122条の規定に基づき公告する。

令和6年12月2日

琴浦町長 福本 まり子

1 入札に付する事項

- | | |
|--------------|---|
| (1) 役務の名称 | 令和6年度琴浦町営斎場残骨灰等売却業務 |
| (2) 売払方法 | 一般競争入札 |
| (3) 調達案件の仕様等 | 入札参加要領による |
| (4) 履行期間 | 契約締結日～令和7年3月21日 |
| (5) 履行場所 | 琴浦町大字梅田289番地36 |
| (6) 入札方法 | 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%を相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| (7) 注意事項 | 本契約の残骨灰売却費は残骨灰の回収、運搬及び納骨・供養等にかかる経費一式を控除した額が入札金額となる。
なお、代金については、委託者は完了検査合格後に受託者へ納入通知書を送付し、請求するものとする。受託者は、当規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に一括で支払わなければならない。
※詳細は、入札参加要領のとおり。 |

2 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 財務規則第120条第1項または第2項の規定に該当する者
- (2) 琴浦町の職員であって当該入札の事務に従事する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 過去2年間に県内官公庁と締結した残骨灰の減容化及び無害化処理に関する契約実績が3例以上ない者。
- (5) その他町長が不相当と認める者

3 契約する者

鳥取県琴浦町長 福本 まり子

4 入札手続及び契約に関する担当部局

名 称 : 琴浦町役場 町民生活課 ゼロカーボン推進室
所在地 : 〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2
電話番号 : 0858-52-1703
ファクシミリ : 0858-49-0000
電子メール : tyoumin@town.kotoura.tottori.jp

5 入札手続等

(1) 入札参加要領等の交付方法

本件公告の日から開札日の前日までに、インターネットの町ホームページから入手すること。
ただし、これにより難しい場合は、4の場所において本件公告の日から令和6年12月17日
(火)(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に直接交付する。

(2) 入札に係る事前手続

- ア 本件入札に参加を希望する者は、入札参加要領の5(1)で示す事前提出物を、4の場所に令和6年12月13日(金)午前10時までに提出(必着)し、入札参加資格の確認を受けること。
- イ 代理人により入札を行う場合は、アの提出書類の他、委任状(入札参加要領様式第3号による。)を、令和6年12月13日(金)午前10時までに提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(3) 開札の日時及び場所

- ア 日時 令和6年12月20日(金)
(開札時間) 午前10時15分
- イ 場所 鳥取県琴浦町役場 本庁舎1階 町民生活課
- ウ 入札参加資格確認を受けた者は4の場所に令和6年12月20日(金)午前10時までに入札関係書類を提出(必着)すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、4の場所に送付すること。

(5) 入札方法

- ア 入札は、紙入札により行うこと。
- イ 入札書は、入札参加要領の5に示すところにより記入押印し、密封して持参又は郵送等により提出しなければならない。
- ウ 入札書の作成、提出方法の詳細は入札参加要領を参照すること。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

次のアからキに掲げる入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者の入札
- イ 他の入札者の代理人を兼ねた者、若しくは2人以上の入札者の代理をした者の入札
- ウ 委任状のない代理人のした入札

- エ 記名押印のない入札
 - オ 金額を訂正した入札書による入札
 - カ 金額数字の不鮮明な入札
 - キ その他入札に関する規則等に違反した者の入札
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
本件公告に掲げる最低入札価格以上の額で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、別に定める方法によるくじで決定する。
- (5) 手続における交渉の有無
無
- (6) その他
詳細は、入札参加要領による。